

昨年の学則改定案の修正について

副議長 辻 栄翔

昨年度の第七回本会議において、学長決定（以下、「学則」）の改定案を審議した。

その改定案をもとに学生生活課(以下「生活課」)や学生生活支援室(以下「生活支援室」)の方々と議長団で意見交換を行いながら方向性を変えないような修正を行ってきた。しかしその中で方向性を大きく変えかねない修正案が出てきた。一度本会議で議決をとったものなので再度議決を取る必要があると考える。本日はそのための意見を集められればと考えている。

本日の意見聴取会で注意していただきたい事項としては、学長決定は学長が認めなければ改定されないということ、昨年度作成されたものを「改定案」、それを受けて今年度さらに変更を加えるものを「修正案」と呼んでいることである。

○本日意見を集めたい事項は大きく分けて次の A,B の 2 つ。

A： 2-(3) 全大会の名称について

B： 改定案 31,32 学長と全大会との意見交換等について

以下それぞれについて改定の経緯や問題点を示す。

A： 2-(3) 全大会の名称について

現行：

(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、全学学類・専門学群代表者会議（以下「全大会」という。）を置く。

改定案：

(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、**全学学群学生代表者会議**（以下「全大会」という。）を置く。

昨年の学則改定案の修正について

副議長 辻 栄翔

改定の経緯：来年度より新設される総合学域群の学生も全代会に参加していただく。その際に学類、専門学群だと総合学域群の学生を示せないため。

問題点：総合学域群が学群ではない扱いとなることが別規則で先日決定した。そこで「学群」では総合学域群の学生を示せていないことになってしまった。

参考として生活課、生活支援室、議長団からの修正案とその問題点を後ろに示す。

- 1) 全学**学生**代表者会議：「学生」では大学院生も指してしまい不適當。
- 2) 全学学群**等**学生代表者会議：「等」で総合学域群の学生を示している。
- 3) 全学学類・専門学群**等**代表者会議：上と同じ理由。
- 4) 全学学類・専門学群・**総合学域群**代表者会議：名称が長い

B: 改定案 31,32 学長と全代会との意見交換等について

現行：

該当箇所なし

改定案：

3 1 学長は、次に掲げる事項について全代会と意見交換等の機会を設けるものとする。

- (1) 学内における学生生活に関する事項
- (2) 教育に関する事項(成績評価及び人事に関するものを除く。)
- (3) 学園祭、スポーツ・デー等学内行事に関する事項
- (4) 全代会の運営に関する事項
- (5) この決定の改正に関する事項
- (6) その他学長が必要と認めた事項

3 2 全代会と学長との意見交換等は次に定める場合、開催される。

- (1) 全代会の議長から、あらかじめ学生生活支援室員のうちから定められる世話人に議題および日程を明示して開催を申し出、協議が整った場合。
- (2) 学長から特に必要と認めて開催の通知があった場合。

昨年の学則改定案の修正について

副議長 辻 栄翔

改定の経緯：副学長との懇談会については現行の学則 31 において開催が明記されている。しかし、学長との茶話会は毎年行っているにもかかわらず明記がなされていない。そのため明記すべきではないかということで改定案に盛り込まれた。

なお副学長との懇談会について、現行学則 31 では意見交換の内容を明記し、別規則「副学長決定」の 57 (副学長と全代会との意見交換等)で開催条件を定めている。改定案 32 は、この副学長決定 57 を参考にして改定されたと考えられる。

問題点：学長との茶話会は学長が希望して全代会と意見交換をする、副学長懇談会とは属性が異なり、よりふわっとしたものであって改定案 31(1)~(6)のような事項を意見交換する場ではない。また、学長と副学長を同列に扱っていてふさわしくない。

先日の生活課からの修正案：

3 1 学長は、全代会と懇談の機会を設けることができる。

問題点：

全代会が希望しても学長が拒否した場合に意見交換の場が設けられないという学則になっている。去年の改定案作成者がこれを意図していたかは不明だが、本会議の議決をとった以上は議長団だけで決められる問題ではないと判断した。

議長団からの修正案 1：

31 全代会と学長との意見交換等は次に定める場合、開催される。

- (1) 全代会の議長から、あらかじめ学生生活支援室員のうちから定められる世話人に議題および日程を明示して開催を申し出、協議が整った場合。
- (2) 学長から特に必要と認めて開催の通知があった場合。

議長団からの修正案 2：

該当なし (改定をあきらめる。)

修正案に関するコメント：

1 では茶話会と副学長懇談会が異なる属性であることをクリアし、(1)によって協議が整えば学長は意見交換を拒否できない。しかしながら、副学長決定 57 を書き換えただけなので同列に扱っているという点はクリアできていない。また、以前にもこの学則について修正の

20011

昨年の学則改定案の修正について

副議長 辻 栄翔

話し合いをしたのだが、その時にこの修正案 1 で話し合っていたはずなのになぜかまた修正の話題になっていることから生活課はこの修正に乗り気でない可能性が高い。

2 については、学長との茶話会が 30 年程度続くものであり、特に全大会が希望しなくとも生活支援室の方と年度初めに茶話会と副学長懇談会の日程を決めているという現状から、明記はせずに信頼関係によって茶話会を続けようという狙いがある。きわめて日本人的な発想なのでご批判も多々あるだろうが、来年度までに学長の了承を得なければならないことなどを考慮すると現実的な対応であると考えられる。